

○内閣府令第 号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）の施行に伴い、並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項、第十六条（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四十七（信用金庫法第八十九条第五項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）及び第五十三条第一項第八号、信用金庫法第八十七条第一項第六号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八条第一項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律第七条の二第一項の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(営業所等の設置等の届出等)</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 営業所（法第十五条第一項に規定する休日又は第十六条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>二 出張所（前号に規定する営業所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>三・四 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>(臨時休業の届出等)</p>	<p>(営業所等の設置等の届出等)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>二・三 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>(臨時休業の届出等)</p>

第十七条 「略」

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五〇七 「略」

3 法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一・二 略

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第十七条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

四〇六 「同上」

3 法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一・二 同上

4 「同上」

-
- 一 「略」
- 二 第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合
- 三 銀行のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合
- 5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 「略」
- 二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合
「号を削る。」
- (銀行の子会社の範囲等)
第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 「一〇六 略」
- 七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(以下「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務
「八〇二十六 略」
- 「二〇六 略」
-

- 一 「同上」
- 二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合
- 三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合
- 5 「同上」
- 一 「同上」
- 二 第二項第四号に該当する場合
- 三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合
- (銀行の子会社の範囲等)
第十七条の三 「同上」
- 「一〇六 同上」
- 七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
「八〇二十六 同上」
- 「二〇六 同上」
-

(グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等)

第三十四条の十四の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の

二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「三〇七 略」

2 「略」

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 「略」

2 「略」

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 略」

(グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等)

第三十四条の十四の五 「同上」

一 「同上」

二 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「三〇七 同上」

2 「同上」

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 「同上」

2 「同上」

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 「略」

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 「略」

3 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合
「号を削る。」

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者の休日に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

「号を加える。」

四・五 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前項第四号に該当する場合
三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三の六 略」

三の七 第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所（出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。）としようとする場合

四 第九条第一項第二号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第三号若しくは第四号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第三号又は第四号に掲げる場合を除く。）をした場合

「六〇六の六 略」

七 銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇三の六 同上」

「号を加える。」

四 第九条第一項第一号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除く。）をした場合

「六〇六の六 同上」

七 銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

<p>係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）</p> <p>〔八〇四十三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合</p> <p>六 〔略〕</p> <p>〔5〇12 略〕</p>	<p>〔八〇四十三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔5〇12 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合 (次に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 従たる事務所(銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百二十九条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。)の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合</p> <p>ニ 出張所(イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。)[。]の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>ホ 〔略〕</p> <p>六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合(前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 事務所の位置を変更しようとする場合(法第三十一条の認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第百条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合</p> <p>ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>ニ 〔同上〕</p> <p>六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 事務所の位置を変更しようとする場合(法第三十一条の認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六</p>

号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

八の三 第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

〔九〇二十六 略〕

二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）

〔二十八〇三十八 略〕

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に

号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

「号を加える。」

〔九〇二十六 同上〕

二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

〔二十八〇三十八 同上〕

2 「同上」

掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六 「略」

〔三〇 略〕

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 「略」

2 「略」

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一〇三 略〕

（臨時休業の届出等）

第三百三十条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 同上〕

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 「同上」

〔三〇 同上〕

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 「同上」

2 「同上」

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一〇三 同上〕

（臨時休業の届出等）

第三百三十条 「同上」

2 「同上」

一 「略」

二 銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五〇七 「略」

3 銀行法第十六条第一項の規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる揭示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる揭示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次

一 「同上」

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

四〇六 「同上」

3 銀行法第十六条第一項の規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 「同上」

に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する
場合

三 金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行
法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提
供する場合

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次
に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

「号を削る。」

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 「略」

2 「略」

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定
による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届
出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業
所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 略」

一 「同上」

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当す
る場合

三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開される
と確実に見込まれる場合

5 「同上」

一 「同上」

二 第二項第四号に該当する場合

三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開される
と確実に見込まれる場合

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 「同上」

2 「同上」

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定
による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に
係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等) 第六十二条 「略」</p> <p>2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>三 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合</p> <p>五・六 「略」</p> <p>3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p>
	<p>(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等) 第六十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者の休日に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>三 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。） 「号を加える。」</p> <p>四・五 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合</p>

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算期間の特例)</p> <p>第十八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第三号において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合</p> <p>(信託財産状況報告書の記載事項等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければなら</p>	<p>(計算期間の特例)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第一項第三号において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合</p> <p>(信託財産状況報告書の記載事項等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければなら</p>

ない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、第二十条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

〔6・7 略〕

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔七〇九 略〕

十 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

〔イ〇二 略〕

2 〔略〕

(届出事項)

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 代理店(信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融

ない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、第二十条各号に該当するときは、この限りでない。

〔6・7 同上〕

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第二十条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔七〇九 同上〕

十 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

〔イ〇二 同上〕

2 〔同上〕

(届出事項)

第三十九条 〔同上〕

〔号を加える。〕

機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この条において同じ。）の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容の変更をした場合

二・三 「略」

四 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知った場合

「イ〜ハ 略」

ニ 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）のうち、信託業務を営む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大なものと認められるもの

ホ 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた行為

ヘ 海外で発生したイからホまでに掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^の監督当局に報告したもの

ト 「略」

「項を削る。」

一・二 「同上」

三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知った場合

「イ〜ハ 同上」

ニ 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信託業務を営む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

ホ 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

ヘ 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^の監督当局に報告したもの

ト 「同上」

2 前項第三号の届出は、信託業務を営む金融機関が、当該行為の

〔項を削る。〕

2 信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 代理店の設置をした場合には、当該代理店において行う業務の内容を記載した代理店契約書

三 〔略〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもつて行うことができる。

一 〔略〕

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに

発生を知った日から三十日以内に行わなければならない。

3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとする場合とする。

4 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の業務の内容を記載した代理店契約書の案

三 〔同上〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも

<p>情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>	<p>法 つて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(休日の承認の申請等) 第六十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>(臨時休業の届出等) 第六十七条 「略」</p> <p>2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>三 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開される</p>	<p>(休日の承認の申請等) 第六十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>(臨時休業の届出等) 第六十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>三 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>〔号を加える。〕</p>

ことが確実に見込まれる場合

五 「略」

六 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

- 一 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日
 - 二 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日
- 4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

四 「同上」

五 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする同項に規定する信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

- 一 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日
 - 二 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日
- 4 「同上」

<p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合</p> <p>三 信用協同組合等のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合</p> <p>5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等) 第百条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等) 第百条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)</p>
--	--

第二百二条 「略」

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 「略」

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合
「号を削る。」

(届出事項)

第二百二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

「号を加える。」

四・五 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前項第四号に該当する場合
三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六の四 略」

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。）

「八〇二十五 略」

二十六 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第六十六条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ニ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該

第百十一条 「同上」

「一〇六の四 同上」

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

「八〇二十五 同上」

二十六 「同上」

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）の設置、位置の変更又は廃止をす

当するものを除く。)の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ 〔略〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合(前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

二十八 事務所の位置を変更しようとする場合(前二号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。)

イ 第二十六号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十九 出張所の位置を変更した場合(第二十七号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。)

イ 出張所(第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。)の位置の変更をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

三十 第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

る場合

ニ 〔同上〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

二十八 事務所の位置を変更しようとする場合(前二号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。)

〔号の細分を加える。〕

イ 〔同上〕

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十九 出張所の位置を変更した場合(第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。)

〔号の細分を加える。〕

イ 〔同上〕

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

〔号を加える。〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〽四 略」</p> <p>五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、<u>第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合</u></p> <p>六 「略」</p> <p>「3〽10 略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>「一〽四 同上」</p> <p>五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、<u>第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合</u>（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）</p> <p>六 「同上」</p> <p>「3〽10 同上」</p>
--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和四年七月十六日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。